

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 43 | 児童手当の認定・支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、児童手当の認定・支給に関する事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和7年2月7日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 児童手当の認定・支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 東京都総務局人事部職員事務課(以下「総務事務センター」という。)では、東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程に基づき、東京都職員の児童手当の認定及び支給に関する事務を行っている。 職員から児童手当に係る認定請求、現況届等の申請があり、マイナンバーによる情報照会を希望している際に、総務事務センターにおいて、マイナンバーを使用して地方税関係情報等を照会の上、審査・決定を行う。 |
| ③システムの名称 | マイナンバー管理システム 連携サーバ、中間サーバ、情報提供ネットワークシステム、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童手当税・住所情報照会対象者ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条(利用範囲) 別表 八十一 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第二条の表百六の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務局人事部職員事務課 |
| ②所属長の役職名 | 職員事務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務局 人事部 職員事務課 総務事務センター運営担当 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎4階北側 電話:03-5320-7612 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務局 人事部 職員事務課 総務事務センター運営担当 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎4階北側 電話:03-5320-7612 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの取得については申請者からの提供を受け、また、その方法についてはプライバシーマーク・ISMS認証を得た事業者への委託により実施し、マイナンバーの真正性確認を行う。 ・特定個人情報を含む媒体を扱う際には受領、保管等各プロセスについて授受簿に記録するとともに、複数人によりチェックを行う体制とする。また、使用を終えた媒体は速やかに廃棄を行うことを徹底する。 ・番号系端末から照会した情報を媒体に書き出す際には、複数人によりデータから特定個人情報が確実に削除されていることを確認することを徹底する。 | |

| | |
|---|--|
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | <p>本事務で扱う特定個人情報の対象については、そもそも児童手当に係る申請がされており、なおかつマイナンバーによる情報連携を希望したもののみであり、また、マイナンバーの入手についても本人からの申請に基づくものであり、目的外の入手が行われることはない。</p> <p>さらに、マイナンバー収集委託業者へ提供する収集対象者リストの作成時には複数人によるダブルチェックを行う運用を徹底し、誤ったデータによる提供依頼を行うことが無いようにする。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> |

